

添加物の安全性評価指針の骨子案（抜粋）

2009年1月

食品安全委員会添加物専門調査会

目 次

1		
2		
3	第 1 章 総則	
4	第 1 評価基準作成に至る背景	} 前回（第 6 5 回）に審議済み。
5	第 2 定義	
6	第 3 対象となる添加物及び目的	
7	第 4 添加物の食品健康影響評価の基本的な考え方	
8	第 5 評価に必要な資料及び試験データ等の考え方	
9	第 6 体内動態試験及び毒性試験の解釈	
10	第 7 リスク判定	
11	第 8 再評価	
12		
13	第 2 章 各論	
14	第 1 評価対象添加物の概要	
15	第 2 安全性に係る知見	
16	1 体内動態試験 ・ ・ ・ 次回以降の審議予定のため、省略。	
17	2 毒性試験	
18	(1) 亜急性試験及び慢性毒性試験	
19	(2) 発がん性試験	
20	(3) 1 年間反復投与毒性試験／発がん性併合試験	
21	(4) 生殖毒性試験	} 次回以降の審議予定のため、省略。
22	(5) 発生毒性試験	
23	(6) 遺伝毒性試験	
24	(7) アレルギー誘発性試験	
25	(8) 一般薬理試験	
26	(9) その他の試験（免疫毒性、神経毒性等）	
27	第 3 ヒトにおける知見	
28	第 4 一日摂取量の推計	
29	第 5 香料の評価方法	} 次回以降の審議予定のため、省略。
30	第 6 酵素の評価方法	
31	第 7 栄養成分の評価方法	

1 **第1章 総則**

2 **第1 評価基準作成に至る背景**

3 食品安全委員会は、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16
4 年1月16日、閣議決定）において、食品健康影響評価に関するガイドラインの作成
5 に努めることとなっており、すでに、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評
6 価基準（平成16年1月29日）」、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価
7 の考え方（平成16年3月18日）」、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添
8 加物の安全性評価基準（平成16年3月25日）」、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加
9 物の安全性評価の考え方（平成16年5月6日）」、「家畜等への抗菌性物質の使用に
10 より選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日）」
11 を策定した。

12 評価ガイドラインは、食品健康影響評価の科学的妥当性、公平性の確保のため、
13 また、国内外に評価の透明性を確保しながら、申請者等に対して必要なデータの明
14 確化を図るためにも必要性は高いものと考えられる。

15 食品安全委員会では、これまでの添加物の食品健康影響評価結果や国内外の安全
16 性評価の考え方を基本に、添加物の安全性評価指針を取りまとめたことから、今後
17 は、これに基づき評価を行うこととする。

18 なお、本指針は、国際的な評価基準の動向、国内外の科学的知見等を勘案し、必
19 要があると認めるときは、本指針の規定について検討を行い、その結果に基づいて
20 所要の改訂を行うこととする。

21 **第2 定義**

22 1 添加物

23 「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する食品の製
24 造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、
25 浸潤その他の方法によって使用する物。

26 2 一日摂取許容量（ADI：Acceptable Daily Intake）

27 ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見
28 からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

29 3 無毒性量（NOAEL：No Observed Adverse Effect Level）

30 ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、
31 有害影響が認められなかった最大の投与量。

32 4 最小毒性量（LOAEL：Lowest Observed Adverse Effect Level）

33 ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、
34 有害影響が認められた最小の投与量。
35

1 5 ベンチマークドーズ (BMD : Benchmark Dose)

2 毒性発現率と摂取量の相関性に数理モデルを適用して算出される、一定の毒
3 性発現率での摂取量。

4 6 実質安全量 (VSD : Virtually Safe Dose)

5 VSD は、遺伝毒性発がん性物質には閾値が存在しないという立場から出発
6 した評価手法であり、個人が食品中の最大許容残留量を生涯にわたり摂取して
7 いる場合のリスクレベル (10 万分の 1 あるいは 100 万分の 1 というような低
8 い確率) でがんを発生させる用量。

9 7 毒性学的懸念の閾値 (TTC : Threshold of Toxicological Concern) の概念

10 化学物質について、ある暴露量以下ではヒトの健康へのリスクを引き起こす
11 確率が極めて低く、包括的な閾値を設定できるという考え方。

12 8 毒性指標 (エンドポイント)

13 評価対象物質の曝露影響の指標として用いる観察可能または測定可能な生
14 物学的事象または化学的濃度。

15 9 安全係数

16 ある物質について、ADI 等を設定する際、NOAEL に対して、更に安全性を
17 考慮するために用いる係数。

18 1 0 MOE (Margin of Exposure)

19 毒性試験等で得られた NOEL または NOAEL を実際のヒトの暴露量 (摂取
20 量) あるいは推定摂取量で割った値。

21 1 1 MOA (Mode of Action)

22 化学物質の生体への作用機序。

23 1 2 証拠の重み付け (Woe (Weight of Evidence)) による評価

24 証拠となる情報の重要性に基づいて評価を行うこと。

25 1 3 GLP (Good Laboratory Practice)

26 化学物質に対する各種安全性試験成績の信頼性を確保するために、試験所が
27 備えるべき試験設備、機器、試験施設の組織及び人員、操作の手順等に関する
28 基準を定めたもの。

29 1 4 疫学

30 人間集団の中で起こる健康に関連する様々な問題の頻度と分布、それらに影
31 響を与える要因 (例えば、食事、喫煙、飲酒など) を明らかにして、健康に関
32 連する問題に対する有効な対策に役立てる学問。

33 1 5 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA : Joint FAO/WHO Expert
34 Committee on Food Additives)

35 FAO と WHO が合同で運営する専門家の会合であり、添加物、汚染物質、動

1 物用医薬品などの安全性リスク評価を行い、FAO、WHO、それらの加盟国お
2 よびコーデックス委員会に対して科学的な助言を行う機関。

3 1 6 平成8年厚生労働省ガイドライン

4 食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について（平成8年3月
5 22日衛化第29号）。

6 1 7 国際汎用添加物

7 2002年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、
8 ①JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認され
9 ており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必
10 要性が高いと考えられる添加物。厚生労働省は、これらについて、企業等から
11 の要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

12 第3 対象となる添加物及び目的

13 本指針は、食品衛生法第10条により人の健康を損なうおそれのない添加物を定
14 める場合並びに同法第11条第1項により添加物の規格基準を定める場合に必要と
15 される資料の範囲及び評価の基準を定めることを目的とする。

16 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律附則第2条の2第1項に基づき、
17 既存添加物名簿からの名称の削除の場合には、本指針に準じて評価を行う。

18 第4 添加物の食品健康影響評価の基本的な考え方

19 1 安全係数については、今後、食品安全委員会として考え方を整理した上で、
20 健康影響評価に応用する。なお、現時点における安全係数の取り扱いについて
21 は、専門調査会の評価に委ねる。

22 2 JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているい
23 わゆる国際汎用添加物の評価については、最新の科学的知見も調査した上で、
24 原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価（評価書評価）
25 を行う。

26 3 遺伝毒性発がん物質については、閾値の存在に関してが存在するとの報告も
27 あるものの、国際的な議論が行われているが、なお合意に達して合意されて
28 いないことから、当面、原則として閾値がは存在しないとの考えに基づき評価
29 を行う。

30 4 遺伝毒性発がん物質との評価のなされた添加物については、前項により、当
31 面、原則として承認すべきではない。一方、添加物の製造等においてやむを
32 得ず含有する不純物及び副生成物が遺伝毒性及び発がん性を有する場合には、
33 その含有量を技術的に可能な限り低減化させるべきであるが、VSD等の考え
34
35

1 方に基づき総合的に評価する。

2 5 食品の通常成分の代替物質として用いようとする物質の場合、栄養強化の目
3 的、栄養機能食品として用いる場合は、栄養学的観点から、栄養成分としての
4 質、他の食品由来の当該栄養成分摂取量を考慮し、「食事摂取基準」等を参照
5 して、評価を行う。

6 6 妊婦・胎児、乳幼児、小児、高齢者等における検討は、リスクを考慮する知
7 見がある場合に必要に応じて行うべきである。

8 7 医薬品の審査において必要とされる試験について、必須ではないが添加物で
9 も実施が推奨されるような場合は、検討することが望ましい。

10 8 評価の対象となる添加物に医薬品との相互作用が考えられる場合、そのよう
11 な事象が起こりうる人は基本的には医療従事者の監視下にあると考えられる
12 ことから、医薬品との相互作用に関する事項のは検討は、リスクを考慮する知
13 見がある場合に必要に応じて行うに含めない。

14 9 添加物の分解物、及び混在する不純物及びヒトでのみ生じる代謝物について
15 も、評価の必要性の有無について検討を行う。添加物の安定性、食品中におけ
16 る安定性についても、確認し、安定でない場合には、主な分解物の種類及び生
17 成程度について検討する。

18 10 添加物を複数摂取した場合の有害な影響については、食品安全委員会の平
19 成 18 年度食品安全確保総合調査「食品添加物の複合影響に関する情報収集調
20 査」報告書に基づき、個々の添加物の評価を十分に行うことで、添加物の複合
21 摂取による影響についても実質的な安全性を十分確保することが可能と考え
22 られる原則として検討する必要はない。但し、添加物を複数摂取した場合のリ
23 スクに関する知見がある場合は、必要に応じて安全性に関する情報があれば評
24 価を行う。

25 11 遺伝子改変動物を用いた試験は、現在、食品安全委員会において一部リス
26 ク評価に用いられている事例はあるが、JECFA などでも殆ど利用されておら
27 ず、慎重な取り扱いが必要である。従って、現時点のリスク評価においては原
28 則として参考という位置づけとする。

29 12 ナノ粒子等の新技術に基づく添加物について、JECFA では、毒性学的特
30 性が異なる可能性があり、一般にこれまでの規格や ADI を適用できるもので
31 はないと考えられており、評価の必要が生じた際には、適宜検討することとす
32 る。

33 第5 評価に必要な資料及び試験データ等の考え方

34 1 評価に必要とされる試験項目の範囲や留意事項については、第2章各論及び

1 別表に示す。具体的な試験の実施方法については、原則として、国際的に認め
2 られた経済協力開発機構（OECD）等のテストガイドラインに準拠するものと
3 する。

4 (1) ただし、当該食品添加物が食品常在成分であるか又は食品内又は消化管
5 内で分解して食品常在成分となることが科学的に明らかの場合、試験の一
6 部について省略を可とする。ただし書きに該当するか否かは、平成8年厚
7 生労働省ガイドラインの表2の事項について検討の上判断する。

8 (2) 国際汎用添加物については、ヒトでの長い食経験を考慮して（第1章 第
9 4の~~2-9~~を参照）、香料、酵素及び栄養成分については、その物質の特性
10 を考慮して（第2章 第5、第6及び第7を参照）評価を行う。

11 (3) (1)、(2)に関わらず、既に指定されている添加物と塩基部分のみが
12 異なるまたはその異性体である場合等、科学的に合理的な理由がある場合
13 には、その根拠を明示した上で、試験の一部について省略することができ
14 る。

15 2 使用基準の改正にあたっては、原則として別表に基づき、必要な資料を判断
16 する。

17 (1) 食品安全委員会による食品健康影響評価が終了している添加物について、
18 使用基準の変更を行う場合には、要請した使用対象食品の追加、使用量の
19 変更等に基づく一日摂取量の推定に関する資料、毒性学的に新たな知見が
20 ある場合には、当該資料を提出する。

21 (2) 食品安全委員会による食品健康影響評価のなされていない添加物につい
22 て、使用基準の変更を行う場合には、原則として、添加物の指定のための
23 評価に求められる資料が必要である。

24 3 成分規格の改正にあたっては、変更された成分規格の妥当性及び安全性上の
25 問題を生じないことを示す必要がある。

26 4 評価に必要な資料は、~~要請者がその責任において提出するものであり、資料~~
27 ~~内容の信頼性は要請者が確保しなければならない。~~ 但し、添加物の安全性に懸
28 念があるとする資料については、この限りでなく、当該資料の信頼性等に関わ
29 らず検討に必要な場合があるので、提出することが望ましい。 なお、原則とし
30 ては、適正に運営管理されていると認められる試験施設（GLP対応施設）等
31 において信頼性が保証された試験方法によって実施された試験結果、または国
32 際機関における評価書等の科学的に信頼できる文献等を提出するものとする。

33 ~~5 添加物の安全性を疑わせるような資料については、当該資料の信頼性等に関~~
34 ~~わらず提出する必要がある。~~

35 5 剖検、病理組織学的評価は、十分な経験を有する者による実施を推奨する。

1 6 動物試験の生データ及び標本は、GLP が規定する間若しくは評価が終了す
2 るまで保管し、必要に応じ提出できるようにする。

3 7 評価にあたっては、原則として、要請者から提出された資料を使用すること
4 とし、評価に必要な資料について不足があると判断された場合、要請者に追加
5 資料を要求する。

6 7 第6 体内動態試験及び毒性試験の解釈

8 ヒトが摂取した場合の生体内における吸収、分布、代謝、排泄を推定するため、
9 体内動態に関する試験を実施する。従って、動物試験結果をまとめるのみでなく、
10 ヒトにおける体内動態や有害な作用の発現の推定等について考察を行わなくては
11 ならない。

12 試験データの解釈にあたっては、観察された毒性や体内での残留性等が、栄養状
13 態等の添加物以外による偶発的な影響ではなく、添加物の持つ特性であることを科
14 学的に考察する必要がある。エンドポイントの判定に際しては、体内動態や試験間
15 での動物種や用量の違いを考慮しつつ、一般状態、体重、摂餌量、血液学的検査、
16 血液生化学検査、尿検査、病理検査等の関連する所見について、試験ごとの統計学
17 的な有意差や用量相関性に関し、合理的な科学的解釈が求められる。また、その際
18 に、毒性の作用機序について可能な限り明確にする。

19 20 第7 リスク判定

21 1 ADI の設定の考え方

22 ADI の設定に係る基本的な考え方は次によるものとする。

23 (1) 毒性試験を総合的に評価した結果、複数の NOAEL を基に ADI を設定
24 する場合、動物種、毒性試験ごとに比較した上で、原則として、最小の
25 NOAEL を根拠とする。

26 (2) 原則として、性差を考慮して毒性試験の結果を評価し、NOAEL につい
27 ても、雌雄は区別して設定する。

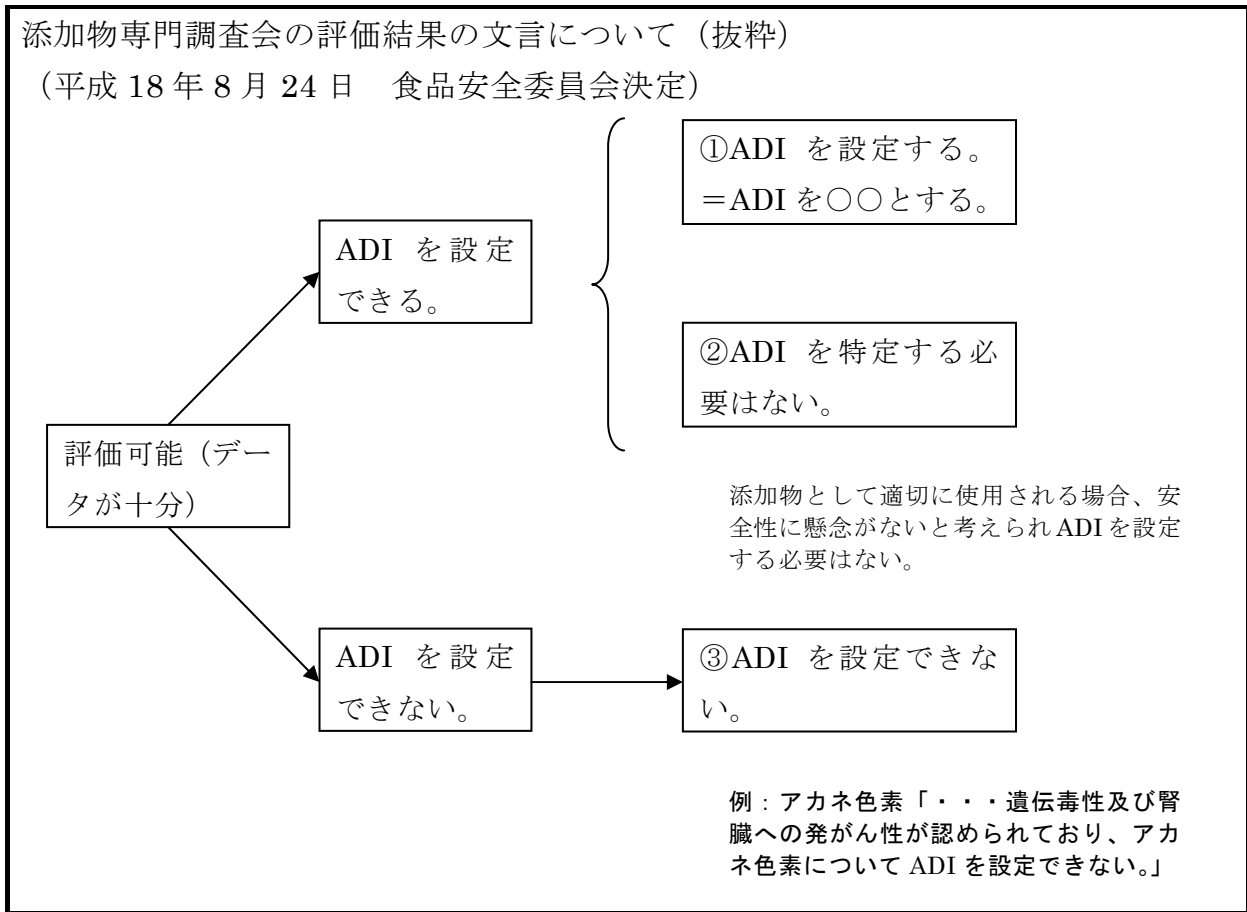
28 (3) 安全係数は種差と個体差を考慮し、100（種差 10、個体差 10）を基本
29 とする。ただし、安全係数 100 は不変のものではなく、下記のような毒
30 性の性質や試験データなどを踏まえて設定する。

31 ① ヒトの試験データを用いる際には、種差を考慮する必要はなく、個体差
32 は調査集団数等を考慮して、1～10 とする。

33 ② 情報が不十分な場合、評価対象物質が重篤な毒性を示す場合等において
34 は、それぞれの要因に対して追加の安全係数 1～10 を用いる。

35 ③ LOAEL を基に ADI を設定する場合、追加の安全係数に 1～10 を用い

- 1 る。なお、この際、ベンチマークドーズを用いることもできる。
2 (4) 評価結果の文言については以下に従う。



3
4 **2 NOAEL の決定**

5 ある試験において NOAEL を決定できるかどうかは、先ず適正な用量が設定
6 されているか検討する必要がある。毒性試験での最高用量は、毒性影響が認め
7 られる用量、最低用量は何ら毒性影響が認められない用量とし、かつ用量反反
8 応関係がみられるように各用量段階を設定すべきである。但し、混餌投与の場
9 合は、栄養障害が起こらないように配慮し、通常、飼料添加濃度 5% (W/W)
10 を超える投与量で実施する必要はない。また、強制投与の場合には、通常、技
11 術的に投与できる最大量又は 1,000 mg/kg 体重で何ら毒性影響が認められ
12 ない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。

13 異なる動物種で 2 つ以上の試験が行われている場合には、各々の試験から
14 NOAEL が求められる。ADI を算出するための NOAEL は、最も低い用量で毒
15 性影響を示した動物試験からの NOAEL である。しかしながら、ある試験が明
16 らかにその他の試験よりも試験設計やその結果において妥当なものであり、そ
17 れらの試験期間が異なっている場合には、全体としての NOAEL を決定する際

1 には、より長期でより妥当な試験に特別な比重をかけて考慮する。また、代謝
2 及び薬物動力的データが利用できる場合には、毒性影響に関してヒトに最も
3 類似した動物種を用いた試験に基づき、全体としての NOAEL を求めることも
4 できる。

6 3 グループ ADI

7 構造活性相関があるか、そうでない場合であっても加算的な生理的・毒性作
8 用を生じうる等、同程度の毒性の範囲にあるいくつかの物質を添加物として使
9 用する場合には、それらの累積摂取量を管理するために、その物質群（グルー
10 プ）としての ADI を設定する。グループ ADI を設定する際には、①グループ
11 内の物質のうち最も低い NOAEL、若しくは、②すべての物質に対する NOAEL
12 の平均値を用いて設定される。また、その際には、試験データの相対的な質の
13 高さや試験期間について考慮する。あるグループの NOAEL のうち一つだけが
14 他のもので外れているような場合には、その物質を分けて取り扱う。

16 第8 再評価

17 許可された添加物であっても、有害な影響の可能性について継続的に監視すべき
18 であり、毒性学の進歩等によって有害な影響が指摘されたときは、その添加物を再
19 評価すべきである。

20 過去に評価された添加物について、安全性を疑われる重要なデータが新たに得ら
21 れた場合には、当該添加物について迅速な再評価を行うべきである。

【検討事項】

JECFA では、新たな製造方法、新しい規格、不純物に関する新たなデータ等、
知識の進歩によって再評価の必要性が生じるとしている。どのような場合に再評価
を行うべきか。

例)・JECFA で再評価がなされた物質

・酵素欠損等、代謝異常を呈する疾患が新たに認知されるようになった場合

第2章 各論

評価に必要な情報及びデータは別表のとおりで、詳細については次のとおりとする。

第1 評価対象添加物の概要

1 名称及び用途

2 起源又は発見の経緯

3 諸外国における使用状況

4 国際機関等における評価

5 物理化学的性質

化学名（和名、英名、CAS 番号）、分子式、分子量、構造式、製造方法、性状、安定性（食品中も含む）、成分規格案等

6 使用基準案

(1) 食品添加物の安全性、有効性を総合的に検討し、使用対象食品及び使用量等を限定するため、使用基準を設定する必要があると判断した場合には、当該使用基準を設定する根拠を明らかにしなければならない。設定にあたっては、一日摂取量の推計（第2章第4を参照）により求めた推定一日摂取量と、毒性試験から求められる ADI を比較した結果等も考慮すること。

(2) 使用基準を設定する必要がないと判断した場合には、その根拠を明らかにしなければならない。

7 その他（食品健康影響評価に有用な情報）

第2 安全性に係る知見

2 毒性試験

【検討事項】

- 1) 急性毒性試験を実施する必要があるか。
- 2) 評価を行うために必要最低限のデータセットはどのようなものか（別表）。
- 3) 毒性試験結果の整理にあたって用いられる統計手法について何らかの規定を設ける必要はないか。
- 4) LOAEL から NOAEL への外挿にあたって、追加の安全係数～10 若しくはベンチマークドーズのどちらを適用するか。
- 5) 大原則として、OECD 等の国際的に認められた試験方法に従ってデータを取ることとしているが、必要な動物数、観察・検査項目、用量設定について、どこまで言及するか。
- 6) 既に平成8年厚生労働省ガイドラインに記載されているところであるが、投

与方法の選択については、医薬品とは異なるものとなっており、現在の記載で十分か。

1
2 (1) 亜急性毒性試験及び慢性毒性試験

- 3 ① げっ歯類 1 種（通常、ラットが用いられる。）及び非げっ歯類 1 種（通
4 常、イヌが用いられる。）で実施する。雌雄の動物を原則として同数用
5 いる。
- 6 ② 投与期間は、亜急性毒性試験については 28 日間、90 日間、慢性毒性
7 試験については 12 ヶ月以上とする。但し、90 日間の試験を行った場合
8 には、28 日間の試験は省略できる。
- 9 ③ 被験物質は経口により週 7 日投与することを原則とする。混餌投与又
10 は飲水投与により行い、困難である場合は強制経口投与を行うことも差
11 し支えない。
- 12 ④ 用量段階は、対照群の他に少なくとも 3 段階の投与群を設定する。設
13 定した投与群についてはその根拠を明確にするとともに、その公比は適
14 切な NOAEL が求められるものにする。
- 15 ⑤ 混餌投与の場合は、栄養障害が起こらないように配慮し、通常、飼料
16 添加濃度 5% (W/W) を超える投与量で実施する必要はない。また、強
17 制投与の場合には、通常、技術的に投与できる最大量又は 1,000 mg/kg
18 体重で何ら毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施す
19 る必要はない。
- 20 ⑥ 対照群にも観察される自然発生性病変の頻度あるいは程度が投与に
21 より増加した場合、背景データの範囲内であっても、その頻度あるいは
22 程度に有意差が認められた場合は投与による影響とする。
- 23 ⑦ 免疫毒性若しくは神経毒性が認められた場合には、OECD 等のテスト
24 ガイドラインに準拠して、追加の試験を検討する。
- 25 ⑧ 毒性試験において認められた所見をどのようにヒトへ外挿するかに
26 ついては、注意深い考察が必要であり、JECFA での整理も踏まえ、毒
27 性指標（エンドポイント）を機能的変化、非腫瘍性の形態変化、腫瘍性
28 変化、生殖機能等に分けて検討する。
- 29 ⑨ 慢性毒性／発がん性併合試験をげっ歯類 1 種について実施した場合
30 には、慢性毒性試験及び発がん性試験のげっ歯類 1 種についての試験を
31 省略できる。

【検討事項】

- 1) 厚生労働省のガイドラインにおいては、28日、90日、1年間の試験が求められているが、全て必要か。
- 2) げっ歯類、非げっ歯類を用いた慢性毒性試験の投与期間は、ICHでは三極同時開発の場合、それぞれ12ヶ月から6ヶ月、9ヶ月に短縮されている。投与期間をどうするか。
- 3) 厚生労働省のガイドラインでは、免疫系及び神経系の評価項目は、反復投与試験の試験項目に組み込まれている。これらについて、本項目に考慮すべき事項を記載するか、また、別途試験を独立させて整理すべきか。平成19年度食品安全確保総合調査では、従来どおりの整理とし、必要があれば別途試験するという形にすべきとの意見がある。
- 4) FDAがケースバイケースで採用している、子宮内暴露相の追加の取扱いをどうするか。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

(2) 発がん性試験

- ① げっ歯類（通常、ラット及びマウス）で実施する。雌雄の動物を原則として同数用いる。
- ② 投与期間は、原則として経口により週7日とし、ラットでは24ヶ月以上30ヶ月以内、マウスでは18ヶ月以上24ヶ月以内とする。混餌投与又は飲水投与により行い、困難である場合は強制経口投与を行うことも差し支えない。
- ③ 用量段階は、対照群の他に少なくとも3段階の投与群を設定とする。設定した投与群についてはその根拠を明確にするとともに、その公比は適切なNOAELが求められるものにする。
- ④ 混餌投与の場合は、栄養障害が起こらないように配慮し、通常、飼料添加濃度5%（W/W）を超える投与量で実施する必要はない。また、強制投与の場合には、通常、技術的に投与できる最大量又は1,000 mg/kg体重で何ら毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。
- ⑤ 発がん性及び遺伝毒性が陽性であれば、原則としてADIの設定はできない。ただし、発がん性が陽性であっても遺伝毒性が陰性であり、非遺伝毒性発がん物質であることが明らかであればADIを設定できる。また、不純物または副成物にあつては、この限りでない（第1章第4の4を参照）。
- ⑥ それぞれの病変の発生率が比較的低い場合、発がん性の評価に際して、

1 前がん病変及び良性・悪性病変を合計して有意差検定を行い、発がん性の
2 有無を評価することがある。特にげっ歯類に好発する内分泌系腫瘍の増加
3 については前がん病変を含めて発がん性を評価することが望ましい。

4 ⑦ 腫瘍の非好発部位における腫瘍の有意な増加が認められた場合あるいは
5 稀な腫瘍の有意な増加が認められた場合においても、発がんのメカニズ
6 ムも含めて評価することが望ましい。

7 ⑧ がんの発生を修飾する因子(体重増加抑制あるいは生存率の低下)を考慮
8 して評価を行う。

9 ⑨ 動物種に特有の毒性所見(例えば、げっ歯類に特異的な甲状腺肥大及び
10 腫瘍、雄ラットに特異的な腎障害及び腫瘍)については、この特性に留意
11 する必要がある。

【検討事項】

1) 平成8年厚生労働省ガイドラインでは、ハムスターも使用可能であるが、FDA
やOECDでは採用していない。我が国ではどのように取り扱うか。

(3) 1年間反復投与毒性／発がん性併合試験

(1) 及び(2)の留意事項に準じる。

第3 ヒトにおける知見

ヒトにおける適切な臨床試験若しくは疫学データがあれば活用することができる。

【検討事項】

1) ヒトにおける臨床試験について、平成19年度食品安全確保調査事業報告書では、「食物不耐容性や食物アレルギーが疑われる場合や、特定の疾患を有する患者への影響が懸念される場合など、アレルゲン性が疑われた場合」など、必要に応じてすべきとしているが、どのような場合に求めるのか。

第4 一日摂取量の推計

1 我が国における一日摂取量を推計する。原則として、使用対象食品の一日摂取
2 量に添加物の使用量を乗じて求める。食品の一日摂取量は、国民健康・栄養
3 調査の食品群別摂取量またはその他の資料等により適切に推定する。また、マ
4 ーケットバスケット調査や生産量統計を基にした調査など信頼できる手法に
5 よって得られたデータに基づく推定も採用が可能である。

6 2 推定一日摂取量と、毒性試験から求められるADIを比較した結果について
7 考察する。なお、考察に当たっては、同種の添加物等が併せて摂取される場合

1 等の安全性についても、必要に応じ、検討する。
2 3 我が国の食物摂取の実態を踏まえ、栄養成分の過剰摂取や電解質バランスへ
3 の影響等についても、必要に応じ、検討する。

4

5 第7 栄養成分の評価方法

6 栄養成分は生物学的に必須、または特定量の摂取が健康によい影響を与えること
7 が立証されているものであるから、非栄養素のリスク評価アプローチをそのまま適
8 用できない。

9 栄養素の許容上限摂取量の決め方（A Model for Establishing Upper Levels of
10 Intake for Nutrients and Related Substances, Report of a Joint FAO/WHO
11 Technical Workshop on Nutrient Risk Assessment WHO Headquarters, Geneva,
12 Switzerland, 2-6 May 2005）に準じ、栄養成分に特異的な恒常性維持機能も考慮
13 に入れて評価する。

【検討事項】

疫学データを重視する必要があると考えられるが、どのように評価するか。

1
2
3

(別表) 添加物 (香料及び酵素を除く。) の評価に必要なデータ項目一覧

項目	指定	基準改正
評価対象物質の概要		
1 名称及び用途	○	○
2 起源又は発見の経緯	○	△
3 諸外国における使用状況	○	○
4 国際機関等における評価	○	△
5 物理化学的性質	○	△
6 使用基準案	○	○
7 その他	△	△
安全性に係る知見		
1 体内動態試験	○	△
2 毒性		
(1) 亜急性毒性試験及び慢性毒性試験	○	△
(2) 発がん性試験	○	△
(3) 1年間反復投与毒性／発がん性併合試験	○	△
(4) 生殖毒性試験	○	△
(5) 発生毒性試験	○	△
(6) 遺伝毒性試験	○	△
(7) アレルギー誘発性試験	○	△
(8) 一般薬理試験	○	△
(9) その他の試験	△	△
3 ヒトにおける知見	○	△
4 一日摂取量の推計等	○	○

4
5
6
7
8
9

(注1) 食品安全委員会によるリスク評価の行われた添加物の使用基準改正にあたっては、別表の資料を提出すること。一方、食品安全委員会によるリスク評価が行われていない添加物については、原則として指定に準じた資料を添付する必要がある。

(注2) ○印は添付すべき資料。△印は新たな知見がある場合等必要な場合に添付すべき資料を示す。